



重点係留禁止区域の指定

平成24年7月11日の堀川プレジャーボート対策協議会で、重点的に取り組むエリアとして、ご縁橋から上流約700m区間を「重点係留禁止区域」として指定。

河川重点係留禁止区域では、
(1) 堀川の河川パトロール強化
(2) 船舶所有者への訪問による移動要請

主なプレジャーボート対策

▶ 河川パトロールの強化

船舶の移動を要請



▶ 船舶所有者への説明

平成24年8月、9月に説明会を実施

- ・河川法の説明
- ・自主的な移動を要請



▶ 広報活動の強化

- ・現地に看板、貼り紙等設置
- ・広報いずもに掲載
- ・ご縁ネットでの放送

重点係留禁止区域の周知



▶ 簡易代執行の実施

所有者が不明な船舶や係留施設について、行政によって撤去することができる「簡易代執行」を実施



簡易代執行の実施状況			
	代執行実施日	船舶数	係留施設数
第1回	平成23年4月25日	2	1
第2回	平成24年2月27日～平成24年3月26日	1	9
第3回	平成24年3月7日	1	3
第4回	平成24年7月19日～平成24年7月20日	2	3
第5回	平成24年12月17日～平成24年12月19日	1	13
計		7	29

▶ これまでの船舶数の推移

約1年間での対策結果、
 ○堀川全体で、60隻の減少(約3割減少)
 ○重点係留禁止区域で、約40隻の減少(約6割減少)

